意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	健康機器販売における医療機器販売管理に関する条件の緩和
2. 既存の制	・コンシューマ向け健康管理機器(例:血圧計・体重計等)への通信機能
度・規制等	の搭載等、遠隔医療・予防医療領域のサービス検討が進みつつある中で、
によってI	医療機器の取扱については一定の制約(例:インターネット上での販売の
CT利活用	禁止、医療機器販売管理者以外の者による販売の禁止等)が課せられてい
が阻害され	ます。
ている事	・通信機能を搭載したコンシューマ向け健康管理機器については、利用者
例・状況	の利便性の観点から、通信サービスと健康機器がセットで提供されること
	が前提となるものと考えますが、上記の制約がその実現を妨げる一因とな
	っていると考えます。
	**************************************
3. I C T 利	・薬事法 39 条
活用を阻害する制度・	血圧計は薬事法施行規則別表第二、器具器械10.血圧検査又は脈波検査用
規制等の根	器具に類別され、薬事法第39条の規定により医療用具販売業の届出が必要   である。
拠し	
1%=	
4. ICT利	
活用を阻害	ンターネット上での販売や医療機器販売管理者以外の者による販売を可
する制度・	能とする等、販売条件を緩和し、利用者が多様な販売チャネルで購入でき
規制等の見	るようにしていただきたい。
直しの方向	- v
性について	
の提案	